（人事院規則一―三四の一部改正）

**第四条**　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次の表により改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>**第二条**　この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法、令和七年国際博覧会特措法若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。<br>**別表**　人事管理文書の保存期間（第三条関係）<br>一～十九　（略）<br>二十　その他 | （定義）<br>**第二条**　この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法、令和七年国際博覧会特措法若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。<br>**別表**　人事管理文書の保存期間（第三条関係）<br>一～十九　（略）<br>二十　その他 |

| 人事管理文書の区分 | 基準日 | 保存期間 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 令和七年国際博覧会特措法 | | |
| 第二十四条第一項の要請の文書等 | 派遣の終了した日 | 三年 |
| 第二十五条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等 | | |
| 第二十五条第一項の取決めの文書等 | | |
| 第二十五条第五項の申出の文書等 | | |
| 令和九年国際園芸博覧会特措法 | | |
| 第十四条第一項の要請の文書等 | 派遣の終了した日 | 三年 |
| 第十五条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等 | | |
| 第十五条第一項の取決めの文書等 | | |

| 人事管理文書の区分 | 基準日 | 保存期間 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 令和七年国際博覧会特措法 | | |
| 第二十四条第一項の要請の文書等 | 派遣の終了した日 | 三年 |
| 第二十五条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等 | | |
| 第二十五条第一項の取決めの文書等 | | |
| 第二十五条第五項の申出の文書等 | | |